

『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等』

① 地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

当院では、以下の診療報酬上の項目について、関東信越厚生局神奈川事務所に届け出ております。

・明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・医療情報取得加算

「オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

・医療DX推進体制整備加算

「医師等が診療を実施する診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

また、マイナ保険証使用促進など医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。電子処方箋の発行体制・電子カルテ情報共有サービスなど医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関です。

・外来感染対策向上加算

当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。

また、外来での感染防止対策として、医師の判断により感染症と疑われる患者様を空間的に分離し、一般診療の方とは導線を分け、別室による診療が行える体制を有しています。

<院内感染防止対策に関する取組事項>

- ・当院では、「院内感染管理者」による指揮の下、院内全体で感染対策に取り組んでいます。
- ・標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・年に1回以上、横浜市医師会等が開催する院内感染対策に関するカンファレンス及び新興感染症等の発生を想定した実地訓練に参加しています。
- ・「抗微生物薬適正使用の手引き」などを参考に、抗菌薬の適正使用に努めます。
- ・横浜市医師会と感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。
- ・新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定 指定医療機関」に指定されています。

②保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| ・紙おむつ代 | 1 枚につき | 5 0 円 |
| ・容器代 | 1 個につき | 1 0 0 円 |
| ・三角巾 | 1 個につき | 2 3 0 円 |
| ・採尿容器 | 1 個につき | 5 0 円 |

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

横浜市泉区休日急患診療所
横浜市南西部夜間急病センター